

# 社会保険

# いわて

## 5月

奇数月発行 / 2020No.801

- 令和2年度 定時決定と算定基礎届
- 身体の健康、お口から  
協会けんぽ岩手支部 歯科健診のお知らせ
- 令和元年度台風19号による一部負担金  
免除期間延長について
- 社労士通信 vol.1
- 社会保険協会からのお知らせ
- 6月・7月の年金出張相談所日程



■ 緑の恵みあふれる岩手町  
太く逞しい尾を引いた  
岩手山をシンボルに  
恵みの緑が広がり  
人々の笑顔と活気が  
あふれる。  
心身を満たす  
食と健康スポットが  
賑わいを見せます。

画と文 / 千葉てるお

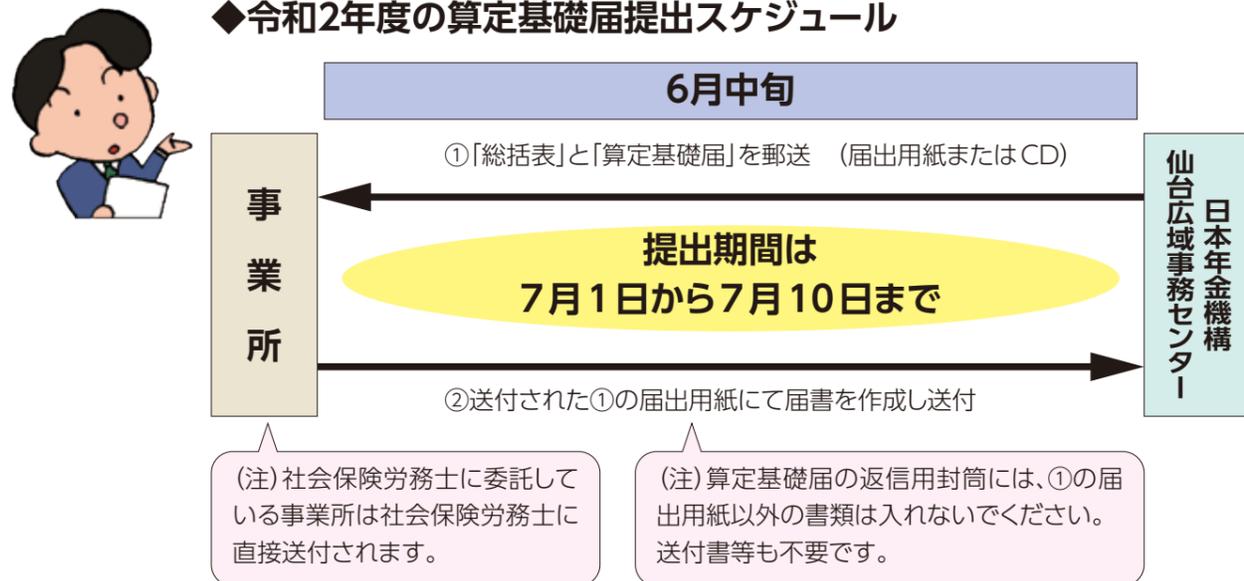


一般財団法人 岩手県社会保険協会ホームページ…<http://www.syahokyo-iwate.com/>  
日本年金機構ホームページ……………<http://www.nenkin.go.jp/>  
協会けんぽホームページ……………<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

# 令和2年度 定時決定と算定基礎届

- 7月1日現在で使用している全ての被保険者の4~6月に支払った賃金を、事業主の方から「算定基礎届」によって届出いただきます。この内容に基づき、健康保険および厚生年金保険の被保険者の実際の報酬と標準報酬との間に大きな差が生じないように、毎年1回標準報酬月額を決定します。これを定時決定といいます。
- 算定基礎届により決定された標準報酬月額は、原則1年間(9月分から翌年8月分まで)の各月に適用され、納めていただく保険料の計算や将来受け取る年金額の計算の基礎となります。期日(令和2年7月10日)までに必ず仙台広域事務センターあてに提出しましょう。

## ◆令和2年度の算定基礎届提出スケジュール



## チェックポイント

1. 7月1日現在の被保険者全員が対象です。  
ただし、令和2年6月1日以降の採用者は令和2年度の算定基礎届の提出は不要です。
2. 上記対象者の「4月から6月」までの3ヶ月間に支払われた報酬額(現物による給付は金銭に換算して別途記載)を記入します。  
(例)4月の給料日に支払った報酬が、3月分であっても算定基礎届の「4月」の欄に記入します。
3. 届出用紙は、該当者氏名等を印字して各事業所あてに送付されますが、「被保険者資格取得届」の届出が遅れた方については、用紙に印字されていない場合があります。その場合は手書き用「算定基礎届」用紙に記入します。
4. 該当する方がいる場合には、次に注意してください。  
○70歳以上の方については「算定基礎届」の⑩備考欄の「1.70歳以上被用者算定」を○で囲み、⑪欄の個人番号も記入します。  
○令和2年7月に標準報酬月額が改定される方は、被保険者報酬月額変更届(70歳以上被用者月額変更届)の提出も必要になります。

## 算定基礎届のよくある疑問



- Q.「4月、5月、6月の3ヶ月を単純平均すると実態とかけ離れた額になるのですが。」
- A. 通常の方法で報酬月額を算定すると実態とかけ離れた額となる場合は修正平均を行います。修正平均を行うのは次のような場合です。
- ①4月、5月、6月のいずれかの月に3月分以前の給料遅配分または遡り昇給差額を支払ったとき。
  - ②4月、5月、6月のいずれかの月の給料が7月以降に支払われるとき。
  - ③4月、5月、6月のいずれかの月が低額の休職給であったとき、またはストライキ等による賃金カットをしたとき。
  - ④業務の性質上、例年4月、5月、6月の報酬額がその他の月と比べて著しく変動する場合で、次に該当するとき。
- 過去1年間(前年7月~当年6月)に支払った報酬額の月平均額による標準報酬月額と2等級以上の差が生じたとき。
- ※添付書類に「年間報酬の平均で算定することの申立書」「保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等」が必要となります。届出様式については、日本年金機構ホームページにありますのでご確認ください。

## 令和2年4月から特定の法人\*について電子申請が義務化されています



現在、政府全体で行政手続きコスト(行政手続きに要する事業者の作業時間)を削減するため、電子申請の利用促進を図っており、当該取組の一環として、特定の法人の事業所が社会保険に関する一部の手続き(報酬月額算定基礎届、報酬月額変更届、賞与支払届)を行う場合には、必ず電子申請で行っていただくこととなりました。

「電子申請」とは、インターネットを利用して申請・届出をする方法です。インターネットを経由するため、いつでも・どこでも手続きができます。また、申請するために移動したり郵送する必要が無いため、書面やCD・DVDで行う申請に比べて、コストが掛からないなどのメリットがあります。皆さま、ぜひこの機会に、電子申請の利用についてご検討ください。

### ※特定の法人とは

- 資本金、出資金または銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
- 相互会社 ○投資法人 ○特定目的会社

## ■算定基礎届の詳しい事務取扱いはお近くの「年金事務所」にお問い合わせください。

(自動音声案内：「3」押下後「2」押下)

盛岡年金事務所	TEL019-623-6211	一関年金事務所	TEL0191-23-4246
宮古年金事務所	TEL0193-62-1963	花巻年金事務所	TEL0198-23-3351
二戸年金事務所	TEL0195-23-4111		

国民年金にプラスで、老後にゆとり。

まずは、資料請求を!

全国国民年金基金 岩手支部

フリーダイヤル 0120-65-4192

<https://www.zenkoku-kikin.or.jp/>

〒020-0024 盛岡市菜園一丁目3番6号 農林会館9階

# 身体の健康、お口から 協会けんぽ岩手支部 歯科健診のお知らせ

協会けんぽ岩手支部では、前年度に引き続き今年度も歯科健診事業を実施します。この事業は、歯科医師が、お申込みのあった事業所様を訪問し、**割引料金**で歯科健診を行うというものです。歯は全身の健康の原点。年に1度は歯科健診を受けましょう！

## ■申込から健診の流れ



1. 「**歯科健診申込書**」を**FAX**または**郵送**で**岩手県歯科医師会**に送付してください。
2. 岩手県歯科医師会より日程調整の連絡があります。
3. 健診日当日、担当の**歯科医師・歯科衛生士**が事業所へお伺いします。  
○事業所様は、健診用の部屋及び机といすをご準備いただきますようお願いいたします。  
○受診される方は、事前に送付されます歯科健診票をご記入いただき、ご記入いただいた歯科健診票と保険証を持参のうえ、歯科健診をご受診ください。  
※歯科医院での受診等、事業所所在地以外での実施を希望される場合は、岩手県歯科医師会にご相談ください。
4. 後日、岩手県歯科医師会より、事業所様へ請求書、事業所全体の結果、受診者の方へ個別の健診結果を送付します。健診料金をお支払いください。

▶ 申込書はこちら →

協会けんぽ 岩手 身体の健康、お口から

検索 🔍



### 実施期間

令和2年6月～令和3年2月  
※令和2年4月より申込受付を開始いたします

## 歯科健診 事業概要

### 実施予定数

先着 700人  
※実施予定数に達した場合は受付を終了させていただきます。

### 健診内容

- ①問診
- ②歯・歯肉の検査
- ③咬合力検査
- ④歯科健康指導

※1人当たり5～10分程度です。

### 健診料金

通常料金 1人当たり  
2,200円  
↓  
割引料金 1,100円

なんと50%割引！

### 健診対象者

協会けんぽの被保険者様  
※上記対象者以外の方は、割引料金の対象となりませんが、お申し込みは可能です。

注意：新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、受診日に発熱等の症状がある方は、受診を見合わせていただく場合があります。

### 【お申込み・健診内容等に関するお問い合わせ先】

一般社団法人岩手県歯科医師会  
〒020-0045  
盛岡市盛岡駅西通 2-5-25 岩手県歯科医師会館  
TEL 019-621-8020(代表)  
FAX 019-654-5474

### 【本事業内容に関するお問い合わせ先】

全国健康保険協会岩手支部  
〒020-8508  
盛岡市中央通 1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル 2階  
企画総務グループ TEL 019-604-9018(直通)

# 必ず受けよう！ 年に1回、健康診断！

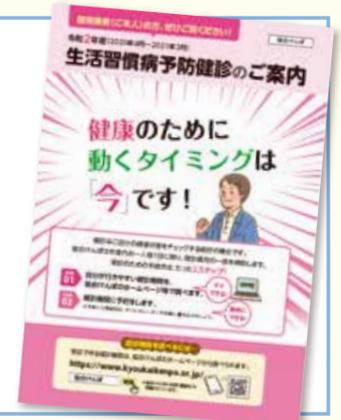


そこで…**協会けんぽの健康診断**をお勧めします！

## 被保険者(ご本人)様

### 【生活習慣病予防健診】

35～74歳の被保険者(ご本人)様を対象に生活習慣病やがんの早期発見・早期治療を目的として実施しています。  
令和2年度のパンフレット等は**3月下旬に事業所様宛てへ緑色の封筒で発送**しております。  
申込方法はパンフレットに記載の健診機関に受診日等を予約するだけです。健診当日は、保険証を持参し、受診をお願いいたします。



## 被扶養者(ご家族)様

### 【特定健康診査】

40～74歳の被扶養者(ご家族)様を対象に生活習慣病の早期発見・早期治療を目的として実施しています。  
令和2年度の特定健康診査受診券(セット券)は**令和2年4月上旬に被保険者様のご住所宛てに黄色の封筒でお送り**しております。  
申込方法は同封の「特定健診実施機関一覧表」に記載の健診機関に受診日等を予約するだけです。健診当日は、受診券(セット券)と保険証を持参し、受診をお願いいたします。



注意：新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、健康診断を中止・延期している場合がありますので、ご理解の程お願い申し上げます。

健康は財産です！ 年に1回、健診で健康チェックを行いましょう！

健診についてのお問合せ先

全国健康保険協会 岩手支部 保健グループ  
Tel.019-604-9089(直通)

# 令和元年度台風19号による一部負担金 免除期間延長について

令和元年度台風19号により甚大な被害に見舞われた加入者の皆さまにつきまして、医療機関受診時の一部負担金の支払いを免除とする期間を令和2年9月30日まで延長することになりました。

## ■「健康保険一部負担金等免除証明書」の交付を希望される方

令和2年4月1日以降は医療機関窓口で、一部負担金の免除を受けるためには、免除証明書の提示が必要になりますので、免除をご希望される加入者様におかれましては、「健康保険一部負担金等免除証明書」の申請をお願いいたします。申請書は協会けんぽ岩手支部ホームページからダウンロードしていただくか、お電話にてお申し付けください。詳しくは以下をご覧ください。



### ●免除対象となる方と各必要添付書類

1. 住家が全半壊、全半焼、床上浸水した方  
→罹災証明書の写し
2. 被保険者が重篤な傷病を負った方  
→罹災により1か月以上の治療を要すると認められる旨を記載した医師の診断書の写し
3. 被保険者の行方が不明である方  
→警察等に行方不明者に関する届出をしていることが確認できるものの写し
4. 被災者生活再建支援法に規定する長期避難世帯となった方  
→市町村が発行した「長期避難世帯に該当する旨の証明書」の写し

※保健医療機関又は保険薬局において療養の給付を受ける際に、「健康保険一部負担金等免除証明書」を被保険証に添えて提出してください。

※保険証を紛失された方は、再交付手続きが必要です。「健康保険被保険者再交付申請書」をご提出ください。

申請についてのお問合せ先

全国健康保険協会 岩手支部 業務グループ  
Tel.019-604-9070(直通)

## 一関・宮古・花巻年金事務所内 協会けんぽ窓口終了のお知らせ

誠に勝手ではございますが、協会けんぽの出張窓口(一関・宮古・花巻)を終了することといたしました。終了日は以下のとおりとなります。

花巻窓口：令和2年5月29日(金)

一関・宮古窓口：令和2年9月30日(水)

ご利用いただいておりますお客様につきましては、ご不便をおかけしますが、何卒、ご理解を賜りますようお願いいたします。

◆今後は郵送にて、ご申請をお願いいたします。



社労士  
通信  
vol.1

令和2年4月1日から、65歳以上の雇用保険被保険者(高年齢被保険者といいます)からも雇用保険料を徴収することになりました。

高年齢被保険者の雇用保険料は、平成29年1月1日から令和2年3月31日まで免除となっていました。令和2年4月1日からは、雇用保険料の控除が必要です。雇用保険料を控除するタイミングは、賃金の締切日で判断します。

- ①賃金の締切日が3月31日、支払日が4月20日の場合は、次の5月20日の賃金から保険料を控除することになります。
  - ②賃金の締切日が4月10日、支払日が4月20日の場合は、4月20日の賃金から保険料を控除します。
- また、労働保険料の算定の際にも注意してくださいね。



元々、雇用保険は労働者が65歳まで働くことを前提にしていました。各年の4月1日時点で64歳以上の人は雇用保険料が免除され65歳以降も継続して働けば高年齢継続被保険者と呼称されました。政府は、少子高齢社会で深刻化する人手不足に対応するため平成29年1月1日にこの年齢制限をなくしました。高齢者を有効活用し、労働力人口を増やすためです。65歳以降に新たに就業する人も基準を満たせば雇用保険の被保険者となります。現在の雇用保険の適用基準は①1週間の所定労働時間が20時間以上、②31日以上の雇用見込みのある場合(季節的業務では適用除外されることがあります)、です。平成29年時点では高年齢継続被保険者の保険料が免除されていたため、令和2年3月31日まで高年齢被保険者も免除されました。労働保険申告書では高年齢被保険者等は免除対象高年齢労働者と記載されています。保険料が徴収されたらこれらの用語は使われなくなるかもしれませんね。

最近、「人生100年時代」という言葉をよく聞くようになりました。ある海外の研究では、2007年に日本で生まれた子供の半数が107歳より長く生きると推計されているそうです。昨年の岩手県民の人口は1,226,430人、高齢化率33.1%で県民の3人に1人が65歳以上の方々です。人間が自立して生活できる寿命を健康寿命といいます。日本の男性の健康寿命はおよそ72.1歳、女性は74.8歳といわれております。高齢者が労働参加することのメリットとして、高齢者が生きがいを持てる、生活にリズムができて自立的な生活がおくれ健康寿命が長くなることが考えられます。一方、健康寿命と関係しますが高齢化するほど体力の衰え、瞬間的な反応の低下、感覚が鈍くなるなどが考えられ、労災事故の増加もリスクとしてあります。労働安全衛生面から労働者の作業環境が高齢者を基準として安全か、働き方を含めて見直す必要があります。見直しの結果、全体としての労災事故が減る可能性があります。社員全員が健康で生き生き働けるよう「人生100年時代」に備えて行動していただきたいものです。



ささいな事でもお気軽にどうぞ!

詳しくはお近くの  
社会保険労務士にご相談ください。

ホームページ▶ <http://www.iwate-sr.jp>



## 社会保険協会からのお知らせ

一般財団法人岩手県社会保険協会では、去る3月10日(火)盛岡市内において予算理事会を行いました。当日は令和2年度に向けた事業計画案及び収支予算案について審議が行われ、全ての案件について提案どおり承認されました。

令和2年度事業計画の骨子については次のとおりです。

なお、令和2年度事業計画及び収支予算、令和元年度事業報告及び支出決算については、6月に予定しています定時評議員会の承認後、当協会ホームページに掲載いたします。

### 【令和2年度事業計画の概要】

#### ■広報事業

- 制度広報紙「社会保険いわて」の隔月発行  
(会員事業所及び広く県民が活用する行政機関窓口への配布)
- ホームページ等を活用した制度広報の充実
- 会員事業所に対する制度図書の無償配布
  - ・社会保険の事務手続(適用・給付版)
  - ・保存版制度マニュアルシート
  - ・社会保険ダイアリー
  - ・健康づくりカレンダー
  - ・社会保険事業カレンダー、年齢区分社会保険手続
- 全国健康保険協会が行う生活習慣病及び特定健診指導等に関する広報支援

#### ■研修事業

予定月	事業名称	会場(予定)	研修内容
4月	新任事務担当者講習会 ※中止	二戸市、奥州市、遠野市、釜石市、盛岡市	年金・健康保険適用雇用保険
7月	社会保険実務講習会 ※中止	一関市、宮古市、北上市	年金給付、雇用保険
8月	ビジネスセミナー ※中止	北上市	労働問題、労務管理関係
9月	社会保険実務講習会	盛岡市、大船渡市、久慈市	年金給付、雇用保険
10月	ビジネスセミナー	一関市	労働問題、労務管理関係
2月	ビジネスセミナー	盛岡市	労働問題、労務管理関係

#### ■保健事業及び健康づくり事業

- 生活習慣病予防健診事業及び特定保健指導・特定健診(被扶養者対象)事業支援活動
- 事業所内で行う健康づくり講習会等への講師派遣(保健師、栄養士等)及び健康づくりDVDの無償貸出し
- 健康づくりカレンダーの配布
- 健康づくり事業の開催

予定月	事業名称	予定会場	備考
5月	健康ウォーキング ※中止	遠野市	5月16日(土)開催
6月	軽登山 ※中止	鞍掛山(滝沢市)	6月20日(土)開催
11月	健康ウォーキング	平泉町	「社会保険いわて(9月号)」に参加募集案内同封予定

#### ■福利厚生事業(会員限定)

- 全国社会保険協会連合会と連携した宿泊施設等の会員事業所への優待事業(「施設利用会員証」の発行)
- 会員限定の文化事業(音楽、演劇等)への優待事業の案内
- 会員相互の情報交換及び異業種間の交流の場としてのレク活動

予定月	実施種目	予定会場	備考
9月	ゴルフ大会	花巻市	9月26日(土)開催予定 「社会保険いわて(7月号)」に参加募集案内同封予定

※なお、下記事業につきましては、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を受け参加者及び関係者の健康・安全を第一に考慮し開催を中止とさせていただきます。

- 新任事務担当者講習会(4月開催)
- 社会保険実務講習会(7月開催)
- 遠野健康ウォーキング(5月開催)
- ビジネスセミナー(8月開催)
- 鞍掛山軽登山(6月開催)

## 年金出張相談所

会場		6月	7月	時間
盛岡	八幡平市役所(多目的ホール)	11(木)	9(木)	10:00~15:30
	ゆはず交流館(岩手町)	17(水)	15(水)	10:00~15:30
	葛巻町役場	24(水)	7月はお休みです	10:30~15:00
	紫波町役場	6月はお休みです	22(水)	10:00~15:30
一関	陸前高田市役所	18(木)	7月はお休みです	10:30~15:30
	大船渡市役所	25(木)	30(木)	10:30~15:30
	奥州市役所	6月はお休みです	2(木)	10:00~15:00
	奥州市役所(江刺総合支所)	4(木)	7月はお休みです	10:00~15:00
宮古	青葉ビル第1・2研修室(釜石市)	18(木)	16(木)	10:00~15:30
花巻	遠野市役所	4(木)	2(木)	10:30~15:30
二戸	久慈市文化会館 (アンバーホール)	8(月)	9(木)	10:30~16:00
		25(木)	30(木)	10:30~16:00

※各会場とも電話による時間予約制を実施しています。相談日の前日までに管轄の年金事務所へご予約ください。

## 年金相談のご案内

県内の年金事務所では、通常の業務取扱時間のほか下記時間帯も年金相談を受けられます。

- ①月曜日(祝日にあたる時は翌開所日)午後7時まで受付を延長
- ②第2土曜日は、休日相談日9:30~16:00まで受付

※相談の内容によっては、翌日以降の回答となる場合があります。※変更される場合がありますので、各年金事務所へご確認のうえお出かけください。

- 盛岡年金事務所 ☎019-623-6211(代)
- 一関年金事務所 ☎0191-23-4246(代)
- 宮古年金事務所 ☎0193-62-1963(代)
- 花巻年金事務所 ☎0198-23-3351(代)
- 二戸年金事務所 ☎0195-23-4111(代)

### 相談の際にお持ちいただくもの

- ①年金相談、年金加入期間のご相談には年金手帳、振込通知書、年金証書など本人であることが確認できるものを必ずお持ちください。
- ②本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状と相談を受ける方の確認ができる身分証明書(運転免許証等)が必要となります。